

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年1月12日

【会社名】 大和ハウス工業株式会社

【英訳名】 DAIWA HOUSE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芳井 敬一

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田三丁目3番5号

【電話番号】 大阪 06(6225)7804

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 IR室長 山田 裕次

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

【電話番号】 東京 03(5214)2115

【事務連絡者氏名】 東京本社経理部長 成宮 浩司

【縦覧に供する場所】 大和ハウス工業株式会社 東京本社
(東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号)
大和ハウス工業株式会社 南関東支社
(横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号)
大和ハウス工業株式会社 中部支社
(名古屋市中村区平池町四丁目60番地9)
大和ハウス工業株式会社 神戸支店
(神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号)
大和ハウス工業株式会社 東関東支社
(千葉県船橋市本町一丁目27番1号)
大和ハウス工業株式会社 北関東支社
(埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年1月11日開催の当社取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2 - において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。）及び2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2 - において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

（注）訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

・ 2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（2）転換価額は、当初、当社の代表取締役副社長（CF0）が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記(xi)(2)に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（2）転換価額は、当初、5,353円とする。

（後略）

・ 2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（2）転換価額は、当初、当社の代表取締役副社長（CF0）が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記(xi)(2)に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

(前略)

(2) 転換価額は、当初、5,260円とする。

(後略)

以上